

高知県公報

発 行 高 知 県
高 知 市 丸 ノ 内
一 丁 目 2 番 20 号
発 行 日
毎 週 2 回
(火曜日・金曜日)

目 次

告 示		ペー
牛のヨーネ病の発生	(畜産課)	1
みつばちの腐そ病まん延防止のための物品の移動禁止	(")	1
私立専修学校の廃止の認可	(私学・大学支援課)	1
私立各種学校の廃止の認可	(")	1
字の区域及び名称の変更の届出	(市町村振興課)	1
救急業務の協力申出の撤回	(医療対策課)	2
生活保護法による介護機関の指定	(福祉指導課)	2
生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	(")	3
屋外において集積し、又は貯蔵することを規制する物の指定	(環境保全課)	3
保安林の解除予定の通知	(森林整備課)	3
遊漁規則の一部変更の認可	(漁業管理課)	3
国土調査の成果の認証	(土地対策課)	4
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(都市整備課)	5
特定非営利活動法人の設立認証の申請	(男女共同参画・NPO課)	5
争議行為の予告	(労働政策課)	5
土地改良区の役員の就退任(2件)	(耕地課)	5
土地改良区の役員の住所の変更(2件)	(")	6
土地改良区の定款変更の認可	(")	6
換地計画の適否決定(安芸市奈比賀土地改良区)	(")	6
土地改良区の清算人の退職	(")	6
河川整備基本方針の定め	(河川整備課)	6
都市計画の変更案の縦覧	(都市計画課)	7
開発行為に関する工事の完了(2件)	(")	7
高知県選挙管理委員会告示		
高知県選挙事務執行規程の一部改正		7
監査公表		
定期監査の執行結果(社団法人高知県森と緑の会ほか)		7
高知県職員措置請求についての監査の執行結果		9

告 示

高知県告示第193号の2

牛のヨーネ病が発生したので、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成15年3月28日(掲示済)

高知県知事 橋本 大二郎

患者

発生頭数	発生場所	発生年月日	処分
1頭	室戸市佐喜浜町	平成15年3月25日	殺処分

高知県告示第201号

みつばちの腐そ病が発生したので、みつばちについての腐そ病まん延防止に関する規則(昭和31年高知県規則第5号)第5条の規定に基づき、そのまん延防止について次のとおり告示する。

平成15年3月31日(掲示済)

高知県知事 橋本 大二郎

1 発生場所等

発生場所	発生群数	発生年月日	処分
幡多郡大方町田野浦	1群	平15・3・25	焼却処分

2 必要な措置

腐そ病が発生した地点を中心として半径2キロメートル以内の区域にあるみつばち及び腐そ病の病原体を広げるおそれのある物品は、平成15年3月31日から15日間、家畜防疫員の指示に基づいて移動させる場合のほか、移動させてはならない。

高知県告示第234号

学校教育法(昭和22年法律第26号)第82条の8第1項の規定により、私立専修学校の廃止を次のとおり認可した。

平成15年4月11日

高知県知事 橋本 大二郎

学校名	設置者名	認可年月日
上町ドレスメーカー専門学校	矢野 孝夫	平成15年3月20日

高知県告示第235号

学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条第2項において準用する同法第4条第1項の規定により、私立各種学校の廃止を次の

とおり認可した。

平成15年4月11日

高知県知事 橋本 大二郎

学校名	設置者名	認可年月日
土佐和哉学校	中島 満里子	平成15年3月20日

高知県告示第236号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、窪川町長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。

平成15年4月11日

高知県知事 橋本 大二郎

字の区域及び名称の変更

変 更 前			変 更 後	
大字	字	地番区域	大字	字
本 堂	赤土越	15	本 堂	佐加汐山
	姫ヶ森	63		明神山
	山崎屋敷	98、111、112の1、112の2		
黒 岩	261、262		松茸山	
	263		寺ヶ谷	
寺ヶ谷	265、282		寺ヶ谷山	
円ノ本	359の2から359の5まで		柿ノ本	
新 屋	376の2、376の3		弓 場	
上スサキ	565の6、579の2、579の4、579の6、579の8、580の4、582の3、583の1			
竹ノ下	401の2、403の2、403の5		橋 詰	

弓 場	425の2
鍛 屋 敷	594の2
合 田	404の7から404の10まで
弓 場	415の2、415の12、415の13
上スサキ	578の1、578の6
脇久保谷	824
上山ノ下	870の4
堂 メ ン	914の1、914の2
ホヲユウ	962の1、963、964の1
石ヶ森	978
琴 平 山	1075の36
北脇窪山	1009の2
	1009の3
琴 平 山	1075の24
	1075の39から1075の41まで
佐加汐山	1083の4
黒 石	石 箇 森 1131
	武兵屋敷 1141、1142、1144の1から1144の3まで、1148、1149の1、1149の2

竹ノ下
新 屋
松ノ下
北脇窪山
権作屋敷
古ケノ川谷
柳佐古
脇 窪 口
脇久保谷
杉 谷
外 キ シ
中池ノシリ
石ヶ森
武兵屋敷

親ヶ内	西ノクボ	157の2、158の1、159の1、160、161、162の1、163の1、163の2
	山ノ下	246の口、246の4、246の5
	深 沢	247の1
	宝 山 谷	294の2、294の3
与津地	樋ノ窪	264の3
	松尾地	541の1、541の3、546の3
	公文堂	561のイ、561の口
	西ノ川	571
	公文堂	562のイ、562の2
	西ノ川	568の3、568の4
	奥畑山	1246、1255
	三反切	668の2
		668の6
	葛籠山	672のイ、672の口
	小 野	703の3
本 堂	與津地村飛入地幸地	980
	篠 原	983の1から983の5まで、984の2、986
与津地	鳥越山	1091、1094の1、1094の2、1095、

親ヶ内	福 蔵 寺
与津地	鳥 越 山
	奥 畑 山
	公文堂山
	公 文 堂
	産 伝
	地 部 野
	源太郎山
	興 野 々
	幸 地
	篠 原
	松尾地

瀧 続 山	1097、1099、1138、1141、1147		
	1149の2、1149の3		
	公文堂山 1151の1、1151の2、1153の1、1153の2、1162の3、1194の1から1194の3まで、1195の1から1195の3まで、1196、1197の1から1197の3まで、1198、1201、1202の1、1202の2、1209、1214		
本 堂	明 神 山	1098の二、1098の5、1098の9	ガヤノキ山
与津地	公文堂山	1162の2、1163、1164、1199、1200、1204から1208まで、1211から1213まで、1215の2、1216	鳥 打 野
	奥 畑 山	1257、1258	坪ヶ畦
	源太郎山	1280の2	次郎ヶ瀬
		1303	井ノ谷
	轟 山	1316	轟ヶ谷

備考 この表に表示されている区域に隣接介在する道路及び水路である国有地の全部を含むものとする。
 高知県告示第237号
 救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により救急業務に関する協力の申出をしていた医療機関から、次のとおり当該申出を撤回する旨の申出があった。
 平成15年4月11日
 高知県知事 橋本 大二郎
 医療機関の名称 所 在 地 撤回年月日
 大井田病院 宿毛市中央八丁目3番6 平15・4・1
 号
 高知県告示第238号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成15年4月11日

高知県知事 橋本 大二郎

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称、所在地及びサービスの種類
平成15年3月1日	社会福祉法人椿の木福祉会 中村市京町一丁目12-1	居宅介護支援事業所星ヶ丘 幡多郡三原村宮ノ川1271-10 居宅介護支援
平成15年3月1日	社会福祉法人椿の木福祉会 中村市京町一丁目12-1	短期入所生活介護事業所星ヶ丘 幡多郡三原村宮ノ川1271-10 短期入所生活介護
平成15年3月13日	有限会社あさひ薬局 香美郡土佐山田町東本町二丁目2-41	あさひ薬局2号店 香美郡土佐山田町東本町二丁目2-41 居宅療養管理指導
平成15年3月14日	有限会社あゆみ 高知市種崎782-2	訪問介護ステーションあゆみ 須崎市多ノ郷甲435-1 訪問介護
平成15年3月19日	医療法人元湧会 中村市大橋通六丁目7-5	グループホームわいず 中村市大橋通六丁目7-5 痴呆対応型共同生活介護
平成15年3月20日	社会福祉法人内原野会 安芸市幸町361	特別養護老人ホームつじの丘 安芸市川北乙1735 短期入所生活介護
平成15年3月20日	社会福祉法人内原野会 安芸市幸町361	老人デイサービスセンターいのくち 安芸市川北乙1735 通所介護

高知県告示第239号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の廃止について次のとおり届出があった。

平成15年4月11日

高知県知事 橋本 大二郎

廃止年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称、所在地及びサービスの種類
平成14年12月31日	清谷桂子 宿毛市中央一丁目2-22	大西理学診療所 宿毛市中央一丁目2-22 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導
平成15年1月21日	社会福祉法人宿毛市社会福祉協議会 宿毛市高砂4-56	宿毛市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所 宿毛市高砂4-56 居宅介護支援

高知県告示第240号

高知県立自然公園条例（昭和33年高知県条例第5号）第13条第4項第6号の規定により、許可を受けなければ屋外において集積し、又は貯蔵してはならない物を次のとおり指定する。

平成15年4月11日

高知県知事 橋本 大二郎

土石、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源及び同条第5項に規定する再生部品

高知県告示第241号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成15年4月11日

高知県知事 橋本 大二郎

- 解除予定に係る保安林の所在場所
土佐清水市大岐字的畑3170の2（次の図に示す部分に限る。）、3170の3
- 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 解除の理由
道路用地とするため

高知県告示第242号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、芸陽漁業協同組合内共第7号第五種共同漁業権遊漁規則、物部川漁業協同組合内共第9号第五種共同漁業権遊漁規則、嶺北漁業協同組合内共第10号第五種共同漁業権遊漁規則及び四万十川上流淡水漁業協同組合内共第16号第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更を平成15年3月27日に次のとおり認可した。

平成15年4月11日

高知県知事 橋本 大二郎

- 芸陽漁業協同組合 内共第7号 第五種共同漁業権遊漁規則
 - 漁業権者の名称及び住所
芸陽漁業協同組合 安芸市川北甲943番地10
 - 漁業権の免許番号
内共第7号
 - 遊漁規則の変更の内容
第4条第1項の表中「金突、棒じゃくり又は玉がけ」を「玉がけ」に改め、同条第2項中「7月1日」を「8月1日」に改め、同条第3項の表あゆの項を次のように改める。

えさづり	安芸川及び伊尾木川中古井西の川ダムえん堤から下流の区域	8月15日午前5時から10月15日午後5時30分まで及び12月1日午前6時30分から12月31日午後5時まで
	伊尾木川中古井西の川ダムえん堤から上流のアミョウジえん堤までの区域	8月15日午前5時から12月31日午後5時まで
徒手採捕ぎじづり友づり	安芸川及び伊尾木川中古井西の川ダムえん堤から下流の区域	6月1日午前5時から10月15日午後5時30分まで及び12月1日午前6時30分から12月31日午後5時まで
	伊尾木川中古井西の川ダムえん堤から上流の区域	7月15日午前5時から12月31日午後5時まで
		8月1日午前5時から10月15日午後

あゆ	すくい網	安芸川全域	5時30分まで及び12月1日午前6時30分から12月31日午後5時まで
	よこがけ	安芸川及び伊尾木川。ただし、伊尾木川中古井西の川ダムえん堤から上流の区域を除く。	8月1日午前5時から10月15日午後5時30分まで及び12月1日午前6時30分から12月31日午後5時まで。ただし、安芸川と江川との合流点から下流の区域及び伊尾木川中発電用放水口から下流の区域は、12月1日午前6時30分から12月31日午後5時まで。
	と網	安芸川及び伊尾木川。ただし、伊尾木川中古井西の川ダムえん堤から上流の区域を除く。	8月1日午前5時から10月15日午後5時30分まで及び12月1日午前6時30分から12月31日午後5時まで。ただし、伊尾木川中有ノ木橋から上流古井西の川ダムえん堤までの区域並びに安芸川中畑山堂ヶ畝桑ケタビえん堤上流端から下流の枯井谷つり橋までの区域及び長河原橋から下流の山田橋までの区域は、12月1日午前6時30分から12月31日午後5時まで。
		安芸川。ただ	

	玉がけ	し、安芸川中畑山堂ヶ畝桑ケタビえん堤上流端から下流の枯井谷つり橋までの区域及び栃の木ぜきから下流の区域を除く。	9月1日午前5時から10月15日午後5時30分まで
<p>第4条第3項の表あまごの項中「古井イゴブチ谷口から上流の明夜橋」を「島橋ヶ谷えん堤から上流の別役桑ノ木橋えん堤」に改める。</p> <p>第5条第1項の表中「2,000円」を「3,000円」に、「6,000円」を「8,000円」に改め、同条第2項の表中「70歳」を「75歳」に、「2,000円」を「3,000円」に改め、同条第3項の表中「9,000円」を「10,000円」に改める。</p> <p>(4) 変更後の遊漁規則の施行の日 平成15年3月27日</p> <p>2 物部川漁業協同組合 内共第9号 第五種共同漁業権遊漁規則</p> <p>(1) 漁業権者の名称及び住所 物部川漁業協同組合 香美郡土佐山田町山田1865番地</p> <p>(2) 漁業権の免許番号 内共第9号</p> <p>(3) 遊漁規則の変更の内容 第4条第2項の表中「10月15日」を「9月30日」に改め、同条第3項の表あゆの項を次のように改める。</p>			
あゆ	ぎじぶり友づり	野市町仁尾島地先の物部川右岸に設置した標柱から同川左岸に設置した標柱を見通した線から下流同町深淵地先(通称県庁堀上端)の物部川右岸に設置した標柱から同川左岸に設置した標柱を見通した線に至る間	5月15日から8月31日まで
		杉田えん堤から下流の区域	5月15日から同月31日まで

		支流上葦生川中物部川との合流点から物部村安丸えん堤上流端までの区域	7月1日から8月31日まで
		物部川中物部村日の出橋から上流津々呂第1トンネル西入口にかかる吊り橋上流端までの区域	
<p>(4) 変更後の遊漁規則の施行の日 平成15年3月27日</p> <p>3 嶺北漁業協同組合 内共第10号 第五種共同漁業権遊漁規則</p> <p>(1) 漁業権者の名称及び住所 嶺北漁業協同組合 長岡郡本山町本山530番地</p> <p>(2) 漁業権の免許番号 内共第10号</p> <p>(3) 遊漁規則の変更の内容 第2条第1項中「、棒じゃくり」を削る。 第4条第2項の表あゆの項中「(棒じゃくりを含む。)」を削り、「地藏寺川中土佐町宮古野の伊ノ瀬川との合流点の漁業標識から上流の土佐町南境の磐城橋までの間」を「地藏寺川中土佐町樺の赤橋から上流の土佐町土居の石橋までの間」に改める。 第5条第1項の表中「棒じゃくり」を削る。</p> <p>(4) 変更後の遊漁規則の施行の日 平成15年3月27日</p> <p>4 四万十川上流淡水漁業協同組合 内共第16号 第五種共同漁業権遊漁規則</p> <p>(1) 漁業権者の名称及び住所 四万十川上流淡水漁業協同組合 高岡郡窪川町榊山町7番12号</p> <p>(2) 漁業権の免許番号 内共第16号</p> <p>(3) 遊漁規則の変更の内容 第4条第2項の表中「5月15日」を「6月1日」に改める。</p> <p>(4) 変更後の遊漁規則の施行の日 平成15年3月27日</p> <p>高知県告示第243号 高岡郡窪川町と津地、親ケ内及び本堂の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条</p>			

第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成15年4月11日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 調査を行った者の名称
窪川町
- 2 調査を行った地域及び時期
高岡郡窪川町と津地、親ヶ内及び本堂の各一部
平成11年度及び平成12年度
- 3 成果の名称
窪川町地籍図及び地籍簿
- 4 認証年月日
平成15年4月11日

高知県告示第244号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成15年4月11日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 施行者の名称
土佐山田町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
昭和52年11月高知県告示第577号 高知広域都市計画公園事業（3・3・102号秦山公園）
- 3 事業施行期間
昭和52年11月15日から平成20年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分
平成10年3月高知県告示第192号の事業地のうち土佐山田町植字マエヤマ及び字シナシ下並びに同町字宗目殿丸及び字前山地内において一部を加える。
(2) 使用の部分
土佐山田町植字ナル石、字マエヤマ、字シナシ北及び字シナシ下並びに同町字宗目殿丸及び字前山地内

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成15年3月24日から2週間高知県文化環境部生活・社会づくり課において縦覧に供する。

平成15年3月26日（揭示済）

高知県知事 橋本 大二郎

申請のあった年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成15年3月24日	特定非営利活動法人青い地球高知	西岡 啓二郎	高知市福井町1260番地	この法人は、地球温暖化防止、特定化学物質の環境への排出量の把握や管理、改善を図る。農業、畜産分野から直接、間接的に発生するメタン、亜酸化窒素の発生を押さえ、二酸化炭素排出型の栽培を改善し、代替機を開発し、化学物質の環境への保全上の支障を防止することを目的とし、その組織を育成する。

平成15年3月27日付けをもって健保労組高知病院支部支部長川野雄生から次のとおり争議行為を行う場合がある旨の通知があったので、公表する。

平成15年3月31日（揭示済）

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 事件
(1) 増員要求について
(2) 諸手当要求について
(3) その他の要求について
- 2 日時
平成15年4月7日午前零時以降本問題の要求解決に至るまでの間
- 3 場所
厚生年金高知リハビリテーション病院施設の職場及び敷地
- 4 争議行為の概要
3の場所の全体又は一部において、すべての業務停止等のあ

らゆる形の争議行為及びこれに対する妨害排除のための争議行為を単独又は併用して行う。ただし、救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員は配慮する。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、須崎市池ノ内土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成15年4月11日

高知県知事 橋本 大二郎

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	井上 和一	須崎市池ノ内333
"	谷口 泉	" " 442
"	竹崎 次郎	" " 785 - 10
"	井上 眞介	" " 355
"	岡崎 一	" " 545
"	川添 順二	" " 523
"	坂本英一郎	" " 433
"	坂本猪三男	" " 460
"	谷本 敏明	" " 287
"	谷脇 義秀	" " 314
"	土居 修造	" " 339
"	森 敏夫	" " 324
"	山崎 情助	" " 392
"	山崎 長治	" " 343
"	山崎 敏夫	" " 580
監事	井上 新一	" " 294
"	大谷 富雄	" " 40
"	川西 敏夫	" " 290
(就任)		
理事	井上 和一	須崎市池ノ内333
"	谷口 泉	" " 442
"	竹崎 次郎	" " 785 - 10
"	井上 眞介	" " 355
"	岡崎 一	" " 545
"	川添 順二	" " 523
"	坂本英一郎	" " 433
"	坂本猪三男	" " 460
"	谷本 敏明	" " 287
"	谷脇 義秀	" " 314
"	土居 修造	" " 339
"	森 敏夫	" " 324
"	山崎 情助	" " 392
"	山崎 長治	" " 343

山崎 敏夫 " " 580
 監事 井上 新一 " " 294
 " 大谷 富雄 " " 40
 " 川西 敏夫 " " 290

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、窪川町土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成15年4月11日

高知県知事 橋本 大二郎

役名 (退任)	氏名	住 所	
理事	塩見 南海	高岡郡窪川町藤ノ川	4
"	宗崎 香	" " 黒石	576
"	氏原 郭	" " 親ヶ内	253
"	宮地 章一	" " 七里	乙354 - 2
"	恒石 平	" " "	乙335
"	佐竹 巖	" " "	甲1035
"	山本 岩男	" " 土居	370 - 2
"	藤原 光明	" " 奈路	604
"	市川 万容	" " 中神ノ川	111
"	鍋島 幸雄	" " 峰ノ上	17
"	河上鹿次郎	" " 野地	203
"	山脇 富裕	" " 檜生原	18
"	北村 公正	" " 興津	1290 - 2
"	田村 廣海	" " "	1287
"	佐竹 準夫	" " 床鍋	989
"	武政 盛博	" " 影野	652
"	芝野 孝夫	" " 平串	28 - 1
"	中平 佳男	" " 仁井田	1310 - 1
"	宮本 勇右	" " 勝賀野	62
"	上澤 哲猪	" " 弘見	507 - 3
"	西村 良成	" " 飯ノ川	550
"	横田憲次郎	" " 見付	53
"	上岡 正功	" " 天ノ川	131
"	前田 哲生	" " 仁井田	808
監事	立花 幸勝	" " 西川角	338
"	三宮 郁男	" " 影野	478
"	廣田 祐造	" " 寺野	116
(就任)			
理事	氏原 郭	高岡郡窪川町親ヶ内	253
"	鬼頭 昭憲	" " 黒石	525
"	宮地 章一	" " 七里	乙 354 - 2
"	恒石 平	" " "	乙 335

藤原 光明 " " 奈路 604
 " 國元 清隆 " " 土居 378
 " 鍋島 幸雄 " " 峰ノ上 17
 " 麻野 拓男 " " 窪川 1164
 " 小野 重明 " " 川口 90
 " 山田 隆三 " " 野地 1022
 " 北村 公正 " " 興津 1290 - 2
 " 鎮田 高男 " " " 1296
 " 濱田 俊介 " " 影野 93
 " 武政 盛博 " " " 652
 " 芝野 孝夫 " " 平串 28 - 1
 " 中平 佳男 " " 仁井田 1310 - 1
 " 宮本 勇右 " " 勝賀野 62
 " 河野 守家 " " " 381
 " 岩崎 正博 " " 志和峰 180
 " 武市 裕英 " " 弘見 386
 " 横田憲次郎 " " 見付 53
 " 上岡 正功 " " 天ノ川 131
 監事 立花 幸勝 " " 西川角 338
 " 上澤 哲猪 " " 弘見 507 - 3
 " 三宮 郁男 " " 影野 478

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、安芸市赤野土地改良区から次のとおり住所を変更した役員の届出があった。

平成15年4月11日

高知県知事 橋本 大二郎

役名	氏名	住 所
理事	和田 哲明	(旧)安芸市赤野甲 673 (新)安芸市赤野甲1734

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、窪川町土地改良区から次のとおり住所を変更した役員の届出があった。

平成15年4月11日

高知県知事 橋本 大二郎

役名	氏名	住 所
理事	山本 岩男	(旧)高岡郡窪川町土居371 (新)高岡郡窪川町土居370 - 2

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、栃ノ木堰土地改良区の定款の変更を平成15年3月24日に認可

した。

平成15年4月11日

高知県知事 橋本 大二郎

土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条の2第1項の規定により、安芸市奈比賀土地改良区(下角換地区)の換地計画は、適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年4月11日

高知県知事 橋本 大二郎

- 縦覧に供する書類
(1) 換地計画書の写し
(2) 現形図及び換地区

2 縦覧期間

平成15年4月11日から同年5月13日まで

3 縦覧場所

安芸市役所

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、室戸市中の川土地改良区から次のとおり退職した清算人の届出があった。

平成15年4月11日

高知県知事 橋本 大二郎

氏名	住 所
仙頭統一郎	室戸市吉良川町乙1241 - 4
若宮 穂積	" " 乙1489
清藤富士雄	" " 乙1677
清藤 守一	" " 乙1299 - 9
楠本伊佐雄	" " 乙1655
岩川 哲	" " 乙1573 - 1
岩川飛弾夫	" " 乙1647
島巻 賢二	" " 甲2301 - 4
深尾 司	" " 乙1299 - 2
大畠 福幸	" " 乙1561 - 3
川越 学	" " 乙1841 - 1

河川法(昭和39年法律第167号)第16条第1項の規定により二級河川宗呂川水系について河川整備基本方針を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により公表する。

平成15年4月11日

高知県知事 橋本 大二郎

(「次のとおり」は、省略し、その関係図書を高知県土木部河川

整備課及び高知県土木事務所にて縦覧する。)

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成15年4月11日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 都市計画の種類
高知広域都市計画地区計画(望海ヶ丘地区計画)
- 2 縦覧場所
高知県土木部都市計画課及び高知市役所

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成15年4月11日

高知県知事 橋本 大二郎

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成14年11月28日 14高都計第689号	香美郡土佐山田町字須江野開669-3	香美郡土佐山田町668 時久 斌夫

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成15年4月11日

高知県知事 橋本 大二郎

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成14年11月18日	高岡郡佐川町字橋詰山丙1491ほか	吾川郡吾川村大崎270-3 仁淀川森林組合代表理事組合長 日浦 郷一 吾川郡吾川村大崎

14越土第513号

214
株式会社ソニア
代表取締役 藤崎
富士登

選挙管理委員会
告 示

高知県選挙管理委員会告示第24号
高知県選挙事務執行規程(平成7年2月高知県選挙管理委員会告示第11号)の一部を次のように改正する。

平成15年4月1日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

別表第2の2 老人ホームの表中
「高知県立双名園高岡郡中土佐町5998番地」を削る。
附 則

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

監 査 公 表

監査公表第9号
地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により、財政的援助団体等の監査を執行したところ、その結果は、次のとおりであった。

なお、監査結果の決定に当たっては、土森正典監査委員、溝淵健夫監査委員、吉原強前監査委員及び高橋恵子監査委員が関与し、奴田原訂委員は関与していない。

平成15年4月11日

高知県監査委員 土森 正典
同 溝淵 健夫
同 奴田原 訂
同 高橋 恵子

- 1 社団法人高知県森と緑の会
 - (1) 基本金額及び県の出資額
基本金額 13,500,000円
県の出資額 5,000,000円
 - (2) 監査対象年度
平成13年度、平成14年度
 - (3) 監査実施年月日
平成15年2月13日
 - (4) 監査の結果
当該団体の出納その他の事務の執行については、一部に会計処理の遅延など不適切なものや簡素化を要する事務処理が

見られたものの、総じて適正に処理されていると認められた。
なお、森林や自然環境に対する県民の関心の高まりに伴い、当該団体に期待される役割も増大していることから、関係機関と連携した事業展開が望まれる。

2 社団法人高知県種苗センター

- (1) 基本金額及び県の出資額
基本金額 187,820,000円
県の出資額 75,000,000円
- (2) 監査対象年度
平成13年度、平成14年度
- (3) 監査実施年月日
平成15年2月13日
- (4) 監査の結果

当該団体の出納その他の事務の執行については、一部に不適切な事務処理が見られたものの、総じて適正に処理されていると認められた。

なお、通年経営を目指した取り組みにより安定運営に努めることはもとより、近年の園芸農業を取巻く急激な環境の変化を踏まえ、研究機関等との連携により公益的機能が一層発揮されることを望む。

3 社団法人高知県青果物価格安定基金協会

- (1) 基本金額及び県の出資額
基本金額 259,407,000円
県の出資額 109,284,000円
- (2) 監査対象年度
平成13年度、平成14年度
- (3) 監査実施年月日
平成15年2月13日
- (4) 監査の結果

当該団体の出納その他の事務の執行については、総じて適正に処理されていると認められた。

しかし、基本財産の取崩し額を、出資金から出資割合に応じて減資していることは、口数を単位として出資金を定めている定款等とも整合しなくなるので、適切な措置が検討されることを望む。

なお、厳しい経済環境の中にあつて、現在の運用収入で推移すれば、今後も基本財産を取り崩す事態が想定されることから、安定財源を確保するための方策を早急に検討することが望まれる。

4 財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団

- (1) 基本金額及び県の出資額
基本金額 10,000,000円
県の出資額 5,000,000円
- (2) 監査対象年度
平成13年度、平成14年度

(3) 監査実施年月日
平成15年2月13日

(4) 監査の結果

当該団体の出納その他の事務の執行については、一部に不適切な事務処理が見られたものの、総じて適正に処理されていると認められた。

なお、今後とも男性も含め施設の利用の促進と男女共同参画社会の実現に向けた一層の事業展開が望まれる。

5 財団法人高知県障害者スポーツ振興協会

(1) 基本金額及び県の出資額

基本金額 65,606,832円
県の出資額 39,500,000円

(2) 監査対象年度

平成13年度、平成14年度

(3) 監査実施年月日

平成15年2月13日

(4) 監査の結果

当該団体の出納その他の事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

なお、平成15年度に予定されている公益法人会計基準に基づく会計処理への移行が適切に行われるとともに、全国障害者スポーツ大会を契機にその役割と機能の向上が図られることを望む。

6 第57回国民体育大会高知県競技力向上対策本部

(1) 監査対象とした補助金の名称及び額

高知県競技力向上対策本部補助金 157,407,438円

(2) 監査対象年度

平成13年度、平成14年度

(3) 監査実施年月日

平成15年2月17日

(4) 監査の結果

補助金に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

なお、競技用に購入した財産の管理処分については、適正な取扱いがされることを望む。

7 財団法人高知県体育協会

(1) 基本金額及び県の出資額

基本金額 294,272,600円
県の出資額 208,130,000円

(2) 監査対象年度

平成13年度、平成14年度

(3) 監査実施年月日

平成15年2月17日

(4) 監査の結果

当該団体の出納その他の事務の執行については、一部に公

益法人会計基準に沿っていない不適切な事務処理が見られた。
また、高知県ボレーリング連盟に対する補助金に関して不正とされる使用が発生しており、補助金事務については、平成12年度の包括外部監査においても、補助金の実績報告書に添付されている領収書の不備などが指摘されているところである。

今後、記帳方法や証拠書類の整備とともに、補助団体に対する検査機能の充実が図られることを望む。

8 第2回全国障害者スポーツ大会高知県実行委員会

(1) 監査対象とした補助金の名称及び額

全国障害者スポーツ大会実行委員会補助金
231,670,914円

(2) 監査対象年度

平成13年度、平成14年度

(3) 監査実施年月日

平成15年2月17日

(4) 監査の結果

補助金に係る出納その他の事務の執行については、一部に不適切な事務処理が見られたものの、総じて適正に処理されていると認められた。

なお、平成14年度末で当該委員会を解散するに当たっては、備品処理や精算事務に万全を期すよう望む。

9 よさこい高知国体実行委員会

(1) 監査対象とした補助金の名称及び額

よさこい高知国体実行委員会補助金 374,900,103円

(2) 監査対象年度

平成13年度、平成14年度

(3) 監査実施年月日

平成15年2月19日

(4) 監査の結果

補助金に係る出納その他の事務の執行については、一部に不適切な事務処理が見られたものの、総じて適正に処理されていると認められた。

なお、平成14年度末で当該委員会を解散するに当たっては、備品や競技団体への補助金等の精算処理に万全を期すよう望む。

10 財団法人高知県魚さい加工公社

(1) 基本金額及び県の出資額

基本金額 10,000,000円
県の出資額 4,500,000円

(2) 監査対象年度

平成13年度、平成14年度

(3) 監査実施年月日

平成15年2月19日

(4) 監査の結果

当該団体の出納その他の事務の執行については、一部に不適切な事務処理が見られたものの、総じて適正に処理されていると認められた。

なお、就業規則の改善等により責任体制の明確化を図るとともに、新施設への移転については、周辺対策に十分意を用い、期限までに円滑に行われることを望む。

11 財団法人エコサイクル高知

(1) 基本金額及び県の出資額

基本金額 50,500,000円
県の出資額 18,000,000円

(2) 監査対象年度

平成13年度、平成14年度

(3) 監査実施年月日

平成15年2月19日

(4) 監査の結果

当該団体の出納その他の事務の執行については、一部に不適切な事務処理が見られたものの、総じて適正に処理されていると認められた。

なお、本県にとって不可欠の施設であり、多額の経費を要することから、事業の推進に当たって、事業計画や収支見直しにはより厳格性が求められることはもとより、事業の内容や経過などについて地元住民への説明責任を明確に果たしていくことを望む。

12 社団法人高知県建設技術公社

(1) 基本金額及び県の出資額

基本金額 1,100,000円
県の出資額 500,000円

(2) 監査対象年度

平成13年度、平成14年度

(3) 監査実施年月日

平成15年2月21日

(4) 監査の結果

当該団体の出納その他の事務の執行については、一部に不適切な事務処理が見られたものの、総じて適正に処理されていると認められた。

なお、役員構成の見直しや内部留保資金の活用と併せて、公的機関としての位置づけを明確にした機能の充実を望む。

13 財団法人高知県農業公社

(1) 基本金額及び県の出資額

基本金額 5,000,000円
強化基金 300,000,000円
県の出資額 305,000,000円

(2) 監査対象年度

平成13年度、平成14年度

(3) 監査実施年月日

平成15年2月21日

(4) 監査の結果
 当該団体の出納その他の事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
 なお、収支は改善の傾向にあるが、多額の累積欠損を抱えており、また農地保有合理化促進強化基金の利息収入が減少していることから、安定的な運営財源の確保を図ることが望まれる。

14 財団法人高知県産業振興センター

(1) 基本金額及び県の出資額
 基本金額 297,772,000円
 県の出資額 150,000,000円

(2) 監査対象年度
 平成13年度、平成14年度

(3) 監査実施年月日
 平成15年2月21日

(4) 監査の結果
 当該団体の出納その他の事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
 なお、設備投資の支援については、中小零細企業を対象としているので、投資規模や経営見通しなどに一層の慎重かつ厳格な審査を確保するとともに、大学など研究機関との連携を密にし中小企業育成の拠点としての機能を充実していくことを望む。

監査公表第10号
 平成15年4月11日

高知県監査委員 奴田原 訂
 同 高橋 恵子

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定に基づき、平成15年1月24日 室戸市吉良川町甲2302番地 田中喜大ほか2名から提出のあった、高知県職員措置請求について監査を行ったので、同条第4項の規定により、次のとおり公表する。
 なお、監査結果の決定に当たっては、吉原強前監査委員及び高橋恵子監査委員が関与し、奴田原訂監査委員は関与していない。

高知県職員措置請求監査報告書

(請求の受理)

1 請求人
 室戸市吉良川町甲2302番地 田中 喜大
 室戸市吉良川町乙2991番地 沢山保太郎
 高知市弥生町1番11号 窪 則光

2 請求の要旨(原文登載)
 平成13年度以降の県会議員への政務調査費の支給については以下の通り違法な問題と不透明な実態があると考えるので、厳重な調査の上、領収書などの裏づけをもって県民に分かるように実証し、違法または不当な点を是正する等適切な措置を求め

る。

(1) 平成14年度に支払われた政務調査費は1億3,776万円である。平成12年度までは一人年間300万円であったが、法改正を機に議員一人168万円、会派に一人年額168万円、結局議員一人に年額336万円に増額したものである。

(2) しかし、これまで旧自治省の通達に反し支出の根拠たる領収書等が全く開示されないなど不透明であり、また現在の支給の実態は、法の規定にも違反する事実がある。

ア 旧自治省の通達では政務調査費の制度化にあたっては議員の調査活動の実態や支給の必要性を十分検討すること、「情報の公開」を図り「使途の透明性を確保」すること、支給の額の決定には第三者機関の意見をきくこと等が指示されている。しかし、いずれも県としては何もなかった。特に使途の透明性の確保は、議員が作ったメモ程度の申告があるだけで支出の具体的根拠が何もわからない。透明性を確保しない調査費支給は、旧自治省通達等に違反して違法であり、支出の根拠が存在しないと考えられる。

イ 法では交付対象、金額だけでなく、「交付の方法」も条例で定めることになっているが、本県は証拠書類の提出など重要な交付方法を「規程」で済ませ、県民に支給の実態がわからないようにしている。

ウ 法では調査費の「必要な経費の一部」を支給することになっているが、負担の割合も決めず、会派や議員に予めほとんどその経費の全額か、それ以上が支給されるのは違法である。

エ 法では支給対象は「会派又は議員」となっているが、本県では会派及び議員の二重の支給になっていて、会議費とか研修費とか人件費などがすべて二重に支給されている。

オ また規程で、収支報告書には「調査研究活動の内容」を記載した書類を添えることになっているが、例年実際は「調査研究の実績」と称する文書しかなく、それに調査のテーマが羅列されているだけで何を調査したか、内容が一切記載されていない。

よって平成14年度までの政務調査研究費の支給は、全額法令等に違反し、支出の根拠(証拠)が存在しない不透明であり、高知県の会計規則に違反すると考える。返還させるなど適正な措置を講ずることを求める。

3 請求の要件審査
 本件請求は、平成15年1月24日に受け付け、要件審査の結果、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項に規定する所要の要件を具備しているものと認め、同日付けでこれを受理した。

4 監査執行上の除斥
 土森正典監査委員、溝淵健夫監査委員は、法第199条の2の規定により、本件監査から除斥とした。

(監査の実施)

1 請求人及び関係機関の証拠の提出及び陳述
 請求人に対して、法第242条第6項の規定により、平成15年2月14日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。
 また、関係機関に対して平成15年2月20日に陳述の機会を与えた。

2 監査対象事項
 請求の要旨及び陳述の内容から、平成13年4月1日から施行された高知県政務調査費の交付に関する条例(平成13年高知県条例第1号。以下「条例」という。)で定める高知県政務調査費(以下「政務調査費」という。)の、平成13年度及び平成14年度における支出の違法性の有無及びこのことについての職員賠償責任の有無を監査対象とした。
 なお、平成13年度政務調査費については、当該公金の支出がされた日から1年経過しており、請求できる期間を徒過していることから、精算事務のみを監査対象とした。
 また、「2 請求の要旨」の(1)から(2)エまでの事項については、判断の対象となる事実が、沢山保太郎ほか1名から平成13年12月25日付けで請求があった住民監査請求(監査結果報告は、平成14年3月8日付け高知県公報第8433号に監査公表第6号として登載)と同一のものであると認められるところで、同一住民が先に監査請求の対象とした事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されない(最高裁判所昭和62年2月20日判決)ことから、沢山保太郎からの当該部分の請求は、これを却下する。
 次に、同一事件について、請求者が異なる場合には、一個の請求について行った監査の結果に基づいて、請求に係る事実がないと認められたときは、他の請求について改めて監査を行うことなく、その旨を通知すれば足りる(昭和34年3月19日行政実例)とされている。そこで、田中喜大及び窪則光からの当該部分の請求に対しては、平成14年3月8日付け高知県公報第8433号に監査公表第6号として登載した住民監査請求に係る監査結果のとおりとし、改めて監査を実施しない。

3 監査対象機関
 高知県議会事務局(以下「議会事務局」という。)

(監査の結果)
 請求人の主張については、認められない。
 以下、その理由について述べる。

1 事実関係の確認
 監査の結果、次の事実を確認した。

(1) 条例等
 政務調査費については、地方自治法の一部を改正する法律(平成12年法律第89号)が、平成13年4月1日から施行され、法第100条第13項に「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な

経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」と規定された。

これに基づき、条例を制定して、政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法を定めるとともに、高知県政務調査費の交付に関する規程(平成13年4月高知県議会告示第2号。以下「規程」という。)を制定し、使途基準や各種様式等を定めている。

(2) 平成13年度政務調査費精算事務

ア 収支報告書の提出及び添付書類等

(ア) 法第100条第14項では、「政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定されている。

これに基づき、条例第10条で、会派の代表者及び議員は、収支報告書を翌年度の4月30日までに議長に提出しなければならない旨を規定している。

添付書類等については、規程第6条に、収支報告書には、次の書類を添付しなければならないことが定められている。

a 主要な調査研究活動の内容を記載した書類

b 次に掲げる経費については、領収書の写し又は支払証明書の写し

(a) 会議に伴う食糧費(1件1人につき5,000円以上のものに限る。)

(b) 委託に係る経費(1件につき10万円以上のものに限る。)

c 旅費(法第203条に規定する者の報酬、期末手当、費用弁償等に関する条例(昭和28年高知県条例第13号)の規定の例により計算した額が1件1人につき10万円以上のものに限る。)については、旅費計算書

(イ) これらの規定に基づき、平成13年度の収支報告書については、規程第6条に定める書類が添付され、平成14年4月30日までに会派の代表者及び議員から議長へ提出されている。そして、収支報告書には、規程第5条で定める使途基準に従って、該当項目ごとの金額等が記載されている。

(ウ) 証拠書類の提出等に関しては、奈良地裁判決(平成14年1月30日。平10(行ウ)第24号。以下「奈良地裁判決」という。)の中で、「議員としての活動のなかには、一般に公にすることを望まないものもある・・・。このような活動を可能とするため、議員に対し、一定の金員を支給することは、許容されるべきであるし、その性質上議員を信頼し、同金員の使途の詳細を具体的に明らか

にしないこともやむをえない。」こと、また「各会派が、知事に対し、本件交付金の使途を子細に報告することは、地方公共団体の首長と議会の抑制、緊張関係を損なうことにもなりかねない。」こと、そして「新設された条例による政務調査費の支出については、・・・会計帳簿の調整や証拠書類等の保管義務が課されるなど、本件交付金制度よりも使途の透明化確保のための方策が考慮されており、本件支出についてもこのような方策がとりえたとの批判はありうるところである。しかし、政務調査費の支出についても、証拠書類等の提出までは求められていないことから考えると、前記の事情(領収書等の使途を明確にする書類の添付が求められていないから、実際にどのような使途に供されているかを確認することができないこと、・・・実際上は議員が自由に自己の支出に充当している可能性があること)が本件支出の違法を基礎づけるものともいえない。」との判断が示されている。

(エ) 収支報告書に領収書等の添付を義務づけている都道府県の状況は、平成13年度の条例化当時では、高知県と京都府のみであったが、平成15年1月16日付の地方行政調査会資料第5948号「県議会における政務調査費に関する調べ」によると、岩手県では、平成14年12月に政務調査費に係るすべての領収書その他の証拠書類の添付を新たに義務づける内容の条例改正が行われ、平成15年5月から施行されることとなっている。

(オ) 収支報告書の提出及び添付書類等について、議会事務局は、次のように説明している。

a 規程第6条にいう「主要な調査研究活動の内容を記載した書類」の様式は特に定めていないが、議員としての活動の中には、一般に公にすることを望まないものや、また、調査事項の中にはプライバシーに関するものもあり、どう記載するかは会派や議員の自主性に委ねられたものである。個々の活動の全貌を把握することはできないが、委員会や本会議の質問、議員提案条例、意見書などでその成果は反映されている。

b 法では、証拠書類の提出は義務づけられてなく、領収書等の添付を義務づけるか否かは各地方公共団体の判断で条例やそれを受けた規程等で規定することが必要である。

ほとんどの都道府県では、領収書等の添付を義務づけていないが、より透明性を確保する観点から本県では議員発意により一定額以上の領収書等を添付することとされた。

イ 証拠書類等の整理保管

規程第7条で、「会派の政務調査費経理責任者及び議員は、政務調査費の支出について、会計帳簿を調整しその内

訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、・・・収支報告書の提出期間の末日の属する会計年度の翌会計年度の初日から起算して5年間を経過する日まで保存しなければならない。」と定められている。

ウ 政務調査費の精算等

条例第13条で、「知事は、会派又は議員がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派又は議員がその年度において行った政務調査費の支出の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる。」と定められている。

平成13年度の政務調査費の収支報告書や検査職員が作成した検査調書等によると、交付金の精算状況は次表のとおりである。返還額は、政務調査費の交付総額から規程第5条で定める使途基準に基づく政務調査費の支出として確定した総額を控除して生じた残余額であり、平成14年5月21日付けの戻入決議書により平成14年5月24日までに戻入済みとなっている。

なお、当該会計処理は、条例、規程、高知県会計規則等に則して処理がされていた。

(単位：円)

交付対象	交付金額	返還額	確定額	備考
会 派	68,600,000	2,213,390	66,386,610	
議 員	68,600,000	785,157	67,814,843	
計	137,200,000	2,998,547	134,201,453	

平成13年度政務調査費の額の検査・確定等について、議会事務局は「収支報告書と主要な調査研究活動の内容を記載した書類や領収書等添付書類の確認と、収支報告書や領収書等と会派や議員が保管している会計帳簿や証拠書類等との照合確認などの書類検査を、あらかじめ指定した検査職員と政務調査費を担当する職員が行い、検査調書を作成し、額を確定のうえ、残余は、戻入の手続きをとり返還させた。議会活動に伴う公費で支出する旅費は、議員別に日程を議会事務局で把握できていることから、公費と重複がないかどうかと併せ、会派分と議員分も重複がないかどうかを突合し検証している。その他の経費についても、領収書等がそれぞれあることから二重支給はないと判断した。」と説明している。

(3) 平成14年度政務調査費交付額

平成14年度交付額については、会派には「月額14万円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額」(条例第3条)、議員

には「月額14万円」(条例第4条)の12ヶ月分を次のとおり交付している。

当該会計処理は、条例、規程、高知県会計規則等に則して処理がされていた。

(単位：円)

交付対象	交付済額	備 考
会 派	68,880,000	支払方法は、会派、議員とも四半期毎に概算払いにより支払っている。 (支払日) 平成14年4月16日 平成14年7月12日 平成14年10月11日 平成15年1月15日
議 員	68,880,000	
計	137,760,000	

(4) 情報公開及び閲覧

自治省の行政局行政課長通知(平成12年5月31日付け自治行第32号)では、「条例の制定にあたっては、例えば、政務調査費に係る収入及び支出の報告書等の書類を情報公開や閲覧の対象とすることを検討するなど透明性の確保に十分意を用いること。」とされ、透明性を確保する必要性が強調されていることから、高知県では制度化するに当たって、この趣旨を踏まえ、条例第14条第2項で「何人も、・・・収支報告書の閲覧を請求することができる。」と定めている。

2 監査委員の判断

(1) 行政の高度化、専門化などの進展に加え、地方分権の流れの中で、議会の役割はますます重要となっており、議員には、今まで以上の広範な情報と知識の習得が求められている。そのために政務調査費が制度化されたものであり、その活用によって得られたものは、決して議員個人の財産ではなく県民共有の財産であり、議会活動を通じて県民に還元されるべきものであると解すべきである。

このことから、政務調査費の透明性の確保に関して、議員のプライバシーに係わるものや議員個々人の調査活動や研究等の過程が公になることにより本来の議員活動が阻害されると危惧されるものなど、公開にあたりその区別の困難性は理解できるものであるが、平成12年の法改正の趣旨を踏まえ、また世論の動きの中で県民の負託に応えるべく情報の公開と説明責任をさらに果たしていく努力がなされるべきと考える。

(2) しかし、本件は、支出の根拠(証拠)が存在か不透明と請求人が主張する、平成13年度政務調査費の精算事務及び平成14年度政務調査費の支出事務について、その合規性を判断するものである。

そこで、平成13年度の政務調査費の交付額の確定等及び平

成14年度の政務調査費支出の会計処理についてみると、事実関係の確認のとおり、条例、規程、高知県会計規則等に基づいて処理されていることが認められる。また、奈良地裁判決では「政務調査費の支出についても、証拠書類等の提出までは求められていないことから考えると、・・・本件支出の違法を基礎づけるものともいえない」と判示されており、本県では、条例等で一定額以上の証拠書類等を提出することとなっていることから、領収書等がすべて添付されていないからといって、支出の根拠がないとはいえない。よって、当該事務処理に違法性はないと判断する。

したがって、請求人の主張する関係職員に対する賠償請求権及び関係職員による是正措置の請求は、認められない。